

令和7年第9回定例会

公 開

1 日 時 令和7年5月14日（水）10時30分から11時30分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理者 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 4名

4 議 事

<議案>

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 2 東京都選挙執行規程の一部改正について

<その他>

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和7年第9回定例会を開会いたします。お手元に、令和7年第8回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。 本日は、2件の議案を予定しております。 それでは議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	アライブ品川大井は介護度が2と割と軽く、逆にベストリハナーシングホーム瑞江は介護度が3.9と一般的に特養に入れるくらいかなり重い方が入所していますが、この方たちは、施設が不在者投票の指定を受けない場合は、住所地特例がありますよね。そうしないとお年寄りが特定に区や市に集中して、区や市の管理予算が膨大になって負担になるということがあって、受け入れる側の負担にならないように元住所地で投票するということになるのですか。
事 務 局	期日前投票は、入所者の方の住所地の期日前投票所まで足を運ばなければいけないということになります。
委 員	その方たちは、一人で期日前投票所まで行くのか、施設の方が送迎するのか、家族の方が迎えに来て連れていくのか、そこはどうでしょうか。
事 務 局	ケースバイケースになるかなと。施設の職員が住所地まで付き添いをしてくれるサービスを提供している可能性もありますけれども、現実的に考えると、なかなか全国選挙の場合ですと難しい。仮に指定をされない場合ですと、その方の選挙機会を確保するためには、御家族が可能な限り住所地まで連れて行って、期日前投票もしくは当日の投票の機会を与えとか、入所している施設のサービス内容によって、ケースバイケースだと考えております。
委 員	そうすると、施設としては、入所されている方をそれぞれ住所地まで連れて行くのが大変だから、不在者投票施設の指定を申請されているのか、それとも選管が積極的に呼びかけているのか、どちらでしょう。
事 務 局	今回の3施設の理由の方を見てもみますと、例えばアライブ品川大井ですと、投票を希望されている入所者がおり、一般投票所での投票が困難なため、希望されております。一方、品川志匠会病院の方は、病院として外出自粛をお願いしている状況であるため、希望されております。最後のベストリハナーシングホーム瑞江については、入所者の御家族から希望があったと聞いております。

理由のところも施設によって様々なのかなと。今回の施設にはお聞きしていないのですが、施設側のサービスの一環として、不在者投票施設の指定を受けており、投票ができる環境であるというのを売りにして、入所者を募集している施設もあると聞いておりますので、そこは施設により、指定を希望する、またその理由は様々なのかなと考えております。

委 員 そうすると各施設が色々なサービスのメニューがあり、その中にうちの施設では投票ができるというサービスがありますと。入所者を確保する一つの売りとして、不在者投票のサービスを行っているということですか。わかりました。それはとてもいいことだと思いますが、もう一つは、入所されている人数がかなりバラバラで、ベストリハナーシングホームは入所者35名ですが、入所者数が多ければ不在者投票を行う意味がそれなりに説得力があるけれども、例えばこれが20名になったら不在者投票できませんよとか、一人でも希望者がいれば不在者投票できるとか、人数要件はないということですか。

事 務 局 人数要件というのは、特にございませんので、希望される方がお一人だった場合は、その施設が一人分の不在者投票用紙を区市町村の選管に要望し取り寄せて、その一人の方が不在者投票という形になるかと思います。

委 員 人数要件はないということで、指定をした後については、投票を希望される方が10人でも20人でもいいよということですが、不在者投票施設として決定するのは、当委員会ですよね、議題になっているわけですから。

事 務 局 先ほどお話ししたのは、指定した後の話だと思って、申し訳ございませんが、回答してしまいました。今回の判断基準としては、有権者の投票機会の確保のため、適切な施設かどうかを委員の皆様には審議していただくことになると思います。

委 員 当委員会でダメといったらダメなのか。

委 員 当委員会で決めるけれども、投票の機会の確保ということからは、この施設はダメということはありません。施設から職員も揃っており、体制が整っているから申請してくれているのでしょから、こちらとしてはよろしく願いますという立場です。

委 員 希望される方が一人しかいなくても、あるいはゼロになったとしても不在者投票の施設の指定はそのまま残ることになるんだと思います。新たな入所者が希望する場合もあるから。

事 務 局 今の御指摘のとおりです。規程上は50人という一定のラインはありますが、50人を下回った場合でも、不在者投票所としての機能をきちんと確保できる場合は、指定できるということになっています。

委 員 50人というのは何が50人なのか。

事務局	入所者です。規程上は50人というというのが、一定のラインとして規定されています。ただし、50人を下回ったとしても、投票環境がきちんと整備されている場合には、申請、指定ができるというような法の整備になっています。
委員	それはどこに書いてあるのか。
事務局	公職選挙法第55条第2項4号です。それを受けて東京都選挙執行規程第16条で定めています。老人ホームでは入所定員が概ね50名、特別養護老人ホームは概ね30人以上の規模を有するもの、身体障害者支援施設のうち就労移行支援を行う施設では一定程度の障害をお持ちの方が概ね25人以上との規模を有するものとなっています。これは定員数で決まっているものです。入所者が実際に何人いるかは、その時によって実態が変わってくると思いますので。もちろん一人の場合もあるかと思います。施設の規模としては、そういった要件があります。ただ、最後の第5号のところで、その他都委員会が特に適正な管理執行が確保できると認める病院等を根拠として、定員数が50人に満たなくても、適正な管理執行が確保できると認められる場合には、不在者投票施設として認めるという形で進めております。
委員	要するに50人以上の規模がないと、なかなかスタッフを揃えにくいだろうと。ただし事情によって様々勘案した時に、50人以下の施設でも、ちゃんとできればいいというのが、最後の5号と、こういう判断をすればいいわけです。わかりました。
委員長	現実的には、申し込みがあったら、選挙管理委員会の担当の方が、面談等を行ってチェックしているわけですね。適切な事業者かどうか確認した上でやっている。これは都庁でチェックしているのですか。
事務局	区市町村の選挙管理委員会でチェックしています。
委員長	区市町村でチェックした上で、当委員会に上がってくるということでいいんですか。申請された中で、認められないようなケースはありますか。
事務局	基本はやはり要件が整っていれば指定をする方向で、区市町村と連携をしております。例えば、宿泊の施設がなかったり、要件を具備していない施設もあるようで、その場合はお断りする形で対応しているという風に聞いています。
委員	今回は概ね50人に対して35人だからギリギリという感じがするが、30人を割り込んだら、どうするのか。市町村が認めてくれば、追認していいのか。選管としてどう判断していいのか。
事務局	すみません、説明が不十分でした。50人というのは入所者ではなく、定員数になるので、実際ベースで何人かではなく、施設が何人の定員を受け入れられるかというのが概ね50人と規定しているところです。先ほど1人と申し

上げましたが、指定した後の不在者投票のことかと思い、回答したものです。混乱させてしまい申し訳ございません。

委員 定員数が概ね50人以上であれば、投票できるスタッフは確保できるだろうと。そこに定員と入所者数とは関係ないんだと。入所者が不在者投票するしないということより、希望者が一人しかいないけど、その人の選挙権は確保していますと東京都選挙管理委員会が担保してあげればいい話だと思う。

委員 高齢化社会になってきて、こういった施設がどんどん増えてくる。これを前向きに捉えて、推進していく立場なのか、指定された投票所へ行ってもらうのか、どちらなのか。

事務局 不在者投票を推進しています。

委員 投票できる権利を保障するというのは、基本的にはいいと思います。施設側も新たな職員を確保するわけではないと思いますので、現にいる職員の負担がプラスアルファになってしまう。結局、大変だけれども、ここが民主主義の一丁目一番地だから。都選管としてはどんどんやってくださいと。ただし、過重の負担がかかるわけだから、一応規模としては定員が50人以上の施設が条件であり、投票機会を確保するというスタンスで取組めばいいんじゃないかと。

委員長 攻める東京都選挙管理委員会であれば、当委員会としては推奨すると言ってもいいのだろうが、それにはこのような施設が何か所あってとか、東京都が他県に比べて、不在者施設の指定数が突出して多いとか、統計的なものがあるといいですね。まだまだ入所している人の投票機会が奪われているとか、積極的にやってみてくださいという話をしてもいいだろう。総務省に相談した方がいいけれども。

委員 先ほど、区市町村が審査をしているということですが、断ったりするケースはあるんですか。

事務局 要件が具備されていない、宿泊施設がないとか。形式的な要件が整っていないということでお断りするケースはあるようです。やはり形式審査なのかなと考えております。例えば、従業員数が何人いれば十分な投票環境が確保できるのかはなかなか判断が難しいと思います。行政からあなたのところは従業員数が少なすぎませんかといったところは、形式的な要件から外れてしまっており、そこまで踏み込むのは難しいので、規程で定められている形式的な要件で確認して、要件の揃っていないところお断りするというケースはあると聞いております。

委員 先ほど説明で、入居者の家族からの要望があって、不在者投票施設の申請があったとの発言がありましたが、どれだけの件数が今まであったか、わかりますか。

事務局	過去どれだけあったかは、統計を取っておりませんが、数件見かけております。入居者家族から希望される場合も一定程度あるものと認識しております。
委員	施設の方で社会的サービスをはじめとする施設の充実度を上げるために申請をするという傾向はあるんですか。
事務局	委員御指摘のとおり、その社会的サービスの充実を、企業理念ですとか、メリットとして、考えている企業が増えてきていると認識しております。
委員	指定を取消す施設が1件ありますが、今回病院なんですね。取消理由が事業廃止のためとありますが、同様のケースはありますか。
事務局	これまで同様のケースはありますが、特段その傾向が顕著に見えるというところではありません。
委員長	御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。それでは、議案第2号「東京都選挙執行規定の一部改正」について事務局より説明を求めます。
事務局	《議案第2号について説明》
委員長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委員	拘禁刑に改正されたということですが、ポスターに公序良俗に反するものとか、関係ないものとかを使用した場合に、今までは懲役とか禁錮だったけど、拘禁刑になりますという改正ということでのいいのか。
事務局	委員御指摘のとおりです。
委員長	御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり決定いたしました。それでは、「当面の日程」について事務局より説明を求めます。
事務局	《当面の日程について説明》

委員長

説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、当面の日程について了承することといたします。次回の定例会は5月28日に開催することといたします。

その他、これまでの議題について何か御意見ございますか。

他に御質問・御意見はございませんか。特にないようですので、以上をもちまして本日の定例会は閉会といたします。